

平成 28 年第 3 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

高橋 千佳

押印掲載
を省略

1 日時 平成28年7月28日(木)午後2時00分から3時39分まで

2 開催場所 本庁舎2階 第二委員会室

3 出席委員

有川 智 委員長
蘆立 順美 委員
高橋 千佳 委員
松尾 大 委員
水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 財政部 契約課 管理係長	田村 修一
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	吉田 学
都市整備局 参事兼技術管理室長	川上 正博
都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画係長	佐久間 寛
水道局 総務部 企画財務課長	永澤 信
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	庄司 幸則
水道局 給水部 管路整備課長	境 潔
水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長	小埜寺 利昭
水道局 給水部 管路整備課 主幹兼工事第三係長	本田 勝博
交通局 総務部 財務課長	中村 喜陽
交通局 総務部 財務課 契約管財係長	菅井 英樹
交通局 鉄道技術部 建築設備課長	千葉 秀之
ガス局 総務部 契約原料課 契約係長	鈴木 貢史

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2~29) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P30) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 28 年 1 月 1 日～3 月 31 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 179 件であった。前年度同時期は 146 件であり 33 件の増である。震災復旧工事は減少しているが、津波避難施設等の復興工事及び昨年 9 月の豪雨による河川・道路の災害復旧工事の増により全体として増加した。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は 0 件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 149 件で、内訳は市長部局 110 件、水道局 23 件、交通局 5 件、ガス局 11 件である。</p> <p>指名競争入札は 8 件で、内訳は市長部局 6 件、交通局 2 件である。</p> <p>随意契約は 22 件で、内訳は市長部局 18 件、交通局 1 件、ガス局 3 件である。</p> <p>(資料 P1 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 28 年 4 月 1 日～6 月 30 日)における指名停止案件は 1 件である。</p> <p>(株)トーエネックは、「建設業法違反」によるもので、三重県及び三重県企業庁発注の電気工事において、建設業許可を受けないで建設業を営む者と軽微な建設工事(500 万円未満)の範囲を超えて下請契約を締結し、国土交通省中部地方整備局から平成 28 年 5 月 16 日付で営業停止命令を受けたものである。指名停止期間は 1 ヶ月とした。</p> <p>(資料 P30 参照)</p>
工事件数について	委員	<p>前年に比べ 33 件の増となっているが、緊急のものが増えているようだが、随意契約が増えたなど特段の動きはあるのか。</p>
	委員	<p>過去の資料を確認したところ、昨年度の随意契約は 16 件、2 年前は 22 件</p>

		とあまり変化はない。5ヶ年が経過し、復興事業の内容は変わってくるのか。
	事務局	復旧工事は収まってきているが、東部かさ上げ道路や防災関連の工事があり、ここ3ヶ月の傾向では、昨年度同等になるのではないかと考えている。
指名停止の時期について	委員	今回の指名停止の件は、国の営業停止命令の日から仙台市の指名停止まで1ヶ月経過しているが理由は何か。
	事務局	国土交通省から県を通して本市への通知が遅れたこと及び内部処理に日数を要したことにより6月23日となった。なお、発注案件等はなく直接影響はなかった。
	委員	指名停止の内部手続きは、1ヶ月かかるのが通常なのか。
	事務局	事例により異なる。独占禁止法違反の場合は毎日、公正取引委員会のホームページを確認しているのですぐに把握できており、その後内部処理を行い1週間程度で指名停止するものもある。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる179件の工事のうち、蘆立委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10件を報告（詳細は資料P31参照）。
- 2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①鶴巻ポンプ場電気設備更新工事
- ②長町第1ポンプ場長町系No.3ポンプ外電気設備工事
- ③東六郷コミュニティ・センター改築工事、(仮称)六郷分団二木部消防団施設及び二木津波避難施設新築工事
- ④米ヶ袋ポンプ場耐震補強及び機械設備更新工事
- ⑥水管路災第27-70号 口径100・150 菅生北部土地区画整理地内配水支管災害復旧工事(その2)

◆指名競争入札

- ⑨仙台市あすと長町復興公営住宅手摺改修工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①鶴巻ポンプ場電気設備更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、鶴巻ポンプ場電気設備更新工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札（総合評価 簡易型 I 型適用）とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業法に規定する特定建設業者で、仙台市内に営業所を有するもの、電気設備工事の格付評点 1100 点以上、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 10 社で、全 10 社が調査基準価格を下回り、うち 5 社が失格基準を下回ったため失格となった。</p> <p>残り 5 社に対して低入札価格調査（ヒアリング）を実施し、4 社については当該契約内容の適正な履行がなされない恐れがないと認められ、1 社についてはその恐れがあるとして失格とした。</p> <p>平成 27 年 12 月 21 日開催の総合評価委員会において、落札候補者が提出した技術資料等の審査を行い、(株)日立製作所東北支社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P32～34 参照）</p>
失格者について	委員	10 社中 6 社と、失格者が多い理由は何か。
	事務局	既存の施設に隣接した新規の工事なので意欲のある業者が多く、失格基準ぎりぎりまで価格を下げたことが原因ではないかと思う。
総合評価の評価項目について	委員	総合評価の点数にかなり差が見られる。企業の評価ア（工事成績）で 0 点の会社は評価が低くて落札が難しいと思うが、そういう会社の実績を作ることは可能なのか。
	事務局	<p>アは過去の工事の平均点で、実績のない企業は 0 点となるのはやむを得ない。1 社応札の場合等で実績をつくることは可能である。また工事实績のない企業でもほかの評価項目で点数をとって落札する業者もある。</p> <p>なお、難易度が高く応札者が少ない工事を落札し、実績を上げれば次の評価の際、持ち点が上がり、次の人気のある入札にも有利になる。合計点で評価するので、点数の低い項目については業者の自助努力のうえ、トータル的に会社のスキルアップをしてもらいたいと考えている。</p>
	委員	<p>一見するとアの配点割合が高いので、過去に実績のない会社はそもそも競争の土台に乗れていないのではないかという印象を持っていた。</p> <p>また、今後は、入札（見積合）経過表の摘要欄に失格になった項目等を記載してもらいたい。</p>
	事務局	<p>次回から記載することとする。</p> <p>この件は 1 社が一般管理費等、3 社が純工事費、1 社が現場管理費の基準を下回っている。また、低入札調査については、調書を提出させヒアリングを行ったところ、費目ごとの金額を、費用の積算ではなく入札金額に合わせて</p>

		決定していたことが判明し、「工事費内訳書算出根拠が明確でない場合」に該当するため失格としたものである。
	委員	評価項目タの地域貢献活動等の実績は自己申告に基づくと以前伺ったが、そのチェックはどのようにしているのか。 また、セ(2)があつてセ(1)がないのはなぜか。
	事務局	タについては、実績を証明する書類の提出を求め、これに合致する内容を審査している。 セ(1)は平成25年4月1日から当分の間削除するとしている項目で、手引きに記載はあるがこのシートからは記載を省略したものである。
	委員	次回からは、失格理由の記載をお願いしたい。

「②長町第1ポンプ場長町系No.3ポンプ外電気設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、長町第1ポンプ場長町系にNo.3ポンプ設備及び沈砂池設備を増設するのに伴う電気設備工事一式である。 入札方式は制限付き一般競争入札（総合評価 簡易型I型適用）とした。 工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、仙台市内に営業所を有するもの、電気設備工事の格付評点750点以上、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。 入札参加申請者は1社で、1社による開札後、総合評価委員会において技術資料等の審査を行い、(株)東芝東北支社を落札者と決定した。 (詳細は資料P35～37参照)
1社入札について	委員	1社しか入札していないが、難易度の高い工事だったのか。
	事務局	更新工事なので専門業種の者からすれば、それほど難易度の高いものではない。
	委員	1社となった理由は何が考えられるか。
	事務局	既存設備の更新工事の場合、既設業者があるものなので他業者が参加しにくかったものと推測する。
	委員	ほかにも更新工事は多くあると思うが、更新工事のように競争原理の働きにくい案件を入札としても、結局1社入札では随意契約と変わらないのではないか。他の工事や自治体等でそのような場合に既設業者以外が応募するためのアイデア等はあるか。
	事務局	既設業者はあるが、他の業者でも参加可能だという前提で制限付き一般競争入札としている。その他の考え方は難しいのではないかと思う。
	委員	工事件名は更新となつていても、実質的に新規であったり、電気設備工事となつていても実質は更新工事だったり、件名と内容とは一致しないものな

		のか。
	事務局	そのとおりである。案件①は既存設備の更新も一部ある他に、新設工事があったため業者は参加しやすいが、案件②は中身を更新するものなので他業者が入りにくいということがあったと思う。

「③東六郷コミュニティ・センター改築工事、(仮称)六郷分団二木部消防団施設及び二木津波避難施設新築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、コミュニティ・センターの新築工事及び津波避難ビルの新築工事一式である。</p> <p>補助金の関係で工期を平成 28 年 2 月 3 日から同年 3 月 31 日までとしたが、実工期は平成 29 年 3 月 31 日であり、現場説明書等に明記し周知した。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札（総合評価 簡易型 I 型適用）とした。</p> <p>工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、仙台市内に本店を有すること、鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点 900 点以上、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 8 社で、開札前に 1 社辞退したため 7 社による入札を行ったところ、総額判断基準価格を下回った入札は 6 社、うち失格基準価格を下回った入札は 2 社（1 社は現場管理費と一般管理費等、1 社は現場管理費）だった。残る 5 社による総合評価を行い、技術資料等の審査の結果、仙台土木建築工業㈱を落札者と決定した。入札金額は上回ったものの、評価値で金額の差を逆転し落札となった案件である。</p> <p>(詳細は資料 P38～40 参照)</p>
失格基準について	委員	失格基準価格の現場管理費が下回ったということだが、金額的にどのくらい下回ったのか。
	事務局	失格基準はそれぞれの工事について、費目ごとに一定の基準を設け決定しているものである。今は金額等の資料を持ち合わせていないので詳細は説明しかねる。
	委員	一律の基準金額で失格となることを、業者はおおよそ予測ができるのか。
	事務局	失格基準があることやその計算式は提示しているが、失格となる金額はわからないので、業者が失格基準価格を算出したうえで入札している。
総合評価と価格差について	委員	総合評価を設けているものの、入札金額を評価値で逆転するのは難しいと思うが、今回は 40 万円を逆転した。これは市の重視する社会的地域貢献度等が反映されて狙いどおりの結果ということか。

	事務局	<p>そのとおりで、本市の工事实績がない業者が低価格で入札した場合、評価点で実績のある業者を大きく下回り、今回以上の入札金額を逆転されることもある。新規業者は実績評価が0点等で相当の差が出るので、参入しにくいとも言えるが、品質を確保しながら適正な工事をしてもらいたいということもあり、このような総合評価を取り入れている。今回は、全て市内業者で実績もあるため、評価点にあまり差は出ていないが、実績のない業者との差は出やすいと思う。</p>
--	-----	--

「④米ヶ袋ポンプ場耐震補強及び機械設備更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、米ヶ袋ポンプ場の耐震補強工事及び機械設備更新工事を行うものである。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札(総合評価 簡易型Ⅰ型適用)とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、仙台市内に営業所を有すること、水処理施設工事又はその他機械器具設置工事の格付評点を850点以上、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は2社で、2社による入札を行い、失格基準価格(現場管理費と一般管理費等)を下回った1社を除き、技術資料等を審査の結果、(株)電業社機械製作所東北支店を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P41～43 参照)</p>
総合評価について	委員	評価調書中「再」は何を表しているのか。
	事務局	技術審査書類を提出したが、証拠書類のなかったものについて中味を再評価し、今回は申告点数に対し0点とした。
	委員	評価値合計が5.50点という低すぎる点数でも落札していいのか。
	事務局	この工事は人気がなく、応募も2社のみであり、このような結果になることがある。なお、このような工事を請負、きちんと施工すれば、実績を作っていくことにつながるものである。確かに5.50点は低いけれども、制限付き一般競争入札と広く公募しており、2社による入札は成立し、価格の面で競争原理は成り立っているといえる。
	委員	5項目も再評価となったということは業者が点数を余計に見込んできたと思われるが、このようなことへの考慮は無くてよいのか。
	事務局	5項目が再評価となったが、本社は該当するが入札申請した支店では該当しないなど、市の基準には合わずに再評価で0点としたが、いずれも軽微な勘違いと思われる。ヒアリングの結果、明らかに虚偽であった場合は落札者とならないこともあり得るが、今回はそうではなかった。

	委員	これまで、虚偽と判断した事例はあるか。
	事務局	ない。あり得るということである。
	委員	書類提出の際、業者は手引き等を参照に思うが、本店、支店のどちらの分を評価するのか等わかりにくいものではないのか。
	事務局	平成 27 年度当初、手引きを改正した際にも説明をし、今年度から Q & A をホームページに載せたり、わかりづらいところがあれば改善したりしてきた。また、公告の際には問い合わせ窓口も記載している。総合評価の施行から年数も経ち、手引きについても成熟しており、地元の業者にはほぼ勘違い等はなくなっているが、初めて参加した業者に間違いが見られるのが現状である。

「⑥水管路災第 27-70 号 口径 100・150 耗 蒲生北部土地区画整理地内配水支管災害復旧工事(その 2)」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、蒲生北部土地区画整理地内配水支管災害復旧工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、仙台市内に本店を有すること、水処理施設工事の格付評点 750 点以上、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による入札を行い、失格基準価格を下回らなかった中央管工業(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P47～49 参照)</p>
1 社入札について	委員	配管工事関係は入札者が少なく、落札率も 99%程度となっているが参加者が少ない事情はあるのか。
	事務局	<p>区画整理事業という被災地域に新たに道路をつくり、古い水道管を取り除き、新しい水道管を設置する工事で、非常に多くの関係機関との調整が必要であり、作業工程も時間、エリアの制約が多く難しいといえる。また、既設管撤去についてもまちづくり主体で、道路舗装の工程に合わせて細切れの工事になるうえ、営業し給水を受けている建物もあるため、給水を中断することなく施工する必要があるなど、災害復旧と区画整理という非常に手間のかかる工事だと捉えられたと思う。</p>

「⑨仙台市あすと長町復興公営住宅手摺改修工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、あすと長町復興公営住宅（公募買取物件）の開放廊下手摺改修工事である。</p> <p>入札方式は指名競争入札とした。</p> <p>技術的水準を勘案し、仙台市契約業者指名基準に基づき、市内に本店のある業者より8社を選定した。</p> <p>8社のうち辞退が4社あり、4社による入札を行い、(株)丹秀工務店が落札した。</p> <p>本来ならば制限付き一般競争入札とすべきところ、住民からの要望が強く、緊急に施工する必要があるため、競争による公正性を確保しつつ早めに契約する必要があったため、指名競争入札としたものである。</p> <p>(詳細は資料 P56～57 参照)</p>
改修理由について	委員	復興公営住宅で改修の住民要望の強い案件はこの他にも多いのか。
	事務局	この案件の他には、特に聞いていない。この長町や荒井の復興公営住宅は高層で、周辺に建物が少なく風当たりが強い、また視界も開けていることが住民の不安が多い原因ではないかと思う。
	委員	そもそも施工者はそのようなことを想定出来なかったのか。本来不要な工事をしているように見える。市として設計に関わっていないのか。
	事務局	業者設計だが、公募とはいえ市営住宅に似た仕様としていたと思う。この手摺は市営住宅で今までも使われており、特に問題はなく、視界が開けている市営住宅もなかったのだから、市、業者とも考えが及ばなかったのだと思う。
	委員	これまでの市営住宅と立地条件が違うという知見が足りなかったということか。
	事務局	そうだと思う。今後の課題としたい。
復興公営住宅の維持管理体制等について	委員	数多く復興公営住宅が建設されており、今後、追加工事や定期的な改修、点検等での修繕が出てくると思うが、住民からの要望を受けて工事に反映させる仕組みはあるのか。
	事務局	<p>復興公営住宅も通常の市営住宅と同様に、都市整備局で指定管理者と維持管理の協定を結んでいる。</p> <p>住民からの要望に対しては、市と指定管理者で協議して対応することとなっており、通常の市営住宅と同様である。</p> <p>なお、復興公営住宅については建設から4年経過したものもあるが、維持管理について特に問題は発生しておらず、今回のような例はもうないと思っている。</p>

抽出案件審議終了後の質疑

論点等	発言者	発言内容
失格基準について	委員	失格基準となる費目の中身は失格基準取扱要綱 2 条のほかに細かい規定はあるのか。経理上の勘定科目の分け方は会社に任せるのか。
	事務局	設計図書に積算内訳があり、また積算基準にも示されている。
	委員	費目の振分の誤りによって、基準価格を下回ってしまったこと等は、ヒアリングにより確認するということか。
	事務局	失格基準を下回ればヒアリングはできないが、低入札調査の場合は勘定科目の分け方の誤りを確認できる。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は松尾委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、平成 28 年 10 月 27 日（木）10 時からの予定である。

7 閉会

